

証券コード 9854  
2023年6月6日

株 主 各 位

大阪市天王寺区大道四丁目9番12号  
**愛眼株式会社**  
代表取締役社長 下 條 三千夫

## 第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.aigan.co.jp/corporate/ir/other/>



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9854/teiiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「愛眼」又は「コード」に当社証券コード「9854」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号  
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」(4階)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第63期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第63期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前頁インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・ 出席役員及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
  - ・ ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
  - ・ ご来場いただいた株主様へのお飲み物のご用意はございません。

# 事業報告

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が第6波、第7波と断続的に繰り返され、その度に社会経済活動が抑制され、個人消費は伸び悩みました。2022年11月に入ると、新たに感染第8波と季節性インフルエンザの同時流行の懸念が拡がり、再び客足に影響が出る事態となったものの、ワクチン接種の進展や医療提供体制の整備などが功を奏し、2023年1月中旬以降、感染状況は徐々に収束に向かい、社会生活面の活動制限が一段と緩和され、加えて、政府の「総合経済対策」による大規模な財政出動とサービス消費のペントアップ需要の下支え効果への期待とが相まって、個人消費には緩やかな持ち直しの動きが見られるようになりました。一方で、不安定な国際情勢、エネルギー・原材料高、円安を背景とした物価の高騰が、消費者マインドを低下させ消費行動にも影響を与えるなど、依然として景気の先行きは不透明で、厳しい経営環境にあります。

このような状況のもと、当社グループは、お客様と従業員の安全と健康を最優先に考え、適切な感染症対策に取り組んでまいりました。また、「お客様の目の健康を守る」ことを眼鏡専門店としての社会的な使命と責任と捉え、ウィズコロナの環境下においても、お客様からの支持と信頼の獲得に焦点を当てた営業施策を最重点で推進し、組織及び人財面では、ニューノーマルな生活様式の浸透に応じた業務の効率化と働き方改革に取り組んでおります。

当連結会計年度における経営成績は、2022年6月までは、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きを取り戻し、各方面の活動制限の緩和措置が順次実施されたことに伴い、ようやく人流が戻ってききましたが、2022年7月以降、感染第7波、感染第8波と感染拡大を再び繰り返し、その都度客足にも影響を及ぼすことになったため、売上高は14,198百万円

(前期比2.9%増)と前期比では増収となったものの、大型商業施設内の店舗を中心に客足の回復が鈍く、依然としてコロナ禍以前の売上水準には戻っておりません。経費面では、活動制限の緩和を受け、折り込みチラシやDM、テレビCMなどの広告宣伝費を増強したことや光熱費等の店舗運

営コストの上昇があったものの、一方で経費コントロールの徹底に努めた結果、販売費及び一般管理費は10,351百万円（前期比2.1%増）となり、売上高に対する販管費の割合は減少しました。

この結果、営業損失は475百万円（前期は営業損失584百万円）、経常損失は385百万円（前期は経常損失438百万円）となりました。また、特別損失として、減損損失212百万円、当社連結子会社である北京愛眼眼鏡有限公司の清算に対する子会社清算損として115百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は803百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失690百万円）となりました。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は次のとおりです。

なお、当連結会計年度の期首から、「写真館」のセグメント区分を廃止しております。これは、前第4四半期連結会計期間において、写真館事業から撤退したことによるものであります。これにより、当連結会計年度の期首から「眼鏡小売」、「眼鏡卸売」及び「海外眼鏡販売」の3つのセグメント区分となっております。

#### 【眼鏡小売事業】

当社グループの中核事業である国内眼鏡小売事業につきましては、眼鏡専門店として長年培ってきた快適で安心な視力・聴力補正技術、高い専門性を要する商品提案力と接客・サービス力の全てが結集した「愛眼ブランド」の強化に取り組んでまいりました。

売上高につきましては、全体では、前期比で増収となったものの、想定したコロナ禍以前の売上水準には至りませんでした。中心品目のメガネ、準主力品目の補聴器は、コロナ禍以前の売上水準をまだ下回っているものの、前期比では増収となり、回復傾向が見られました。一方、準主力品目のサングラスは、イベント・スポーツなどの屋外活動の自粛が徐々に緩和され、前期比では大幅な増収となったものの、依然としてコロナ禍以前の7割程度の水準に留まっており、不振が続いております。

販売促進面につきましては、お客様のニーズに的確に対応し、お客様視点を第一とした商品開発に注力し、素材・機能面において高品質でお客様満足度の高い商品の品揃えの充実を図ってまいりました。同時に、お客様に選ばれる「愛眼ブランド」の競争優位性を確保するため、テレビCMや新聞折り込みチラシ、雑誌や動画、WEB広告やSNSなど幅広いメディアを活用した複合的な情報発信の強化を通じて、「愛眼ブランド」の認知度向上に努めてまいりました。

店舗につきましては、愛知県の豊川市に1店舗を新規出店し、2店舗を閉店しました。また、既存店の活性化を目的とした改装等を11店舗で実施しました。

この結果、売上高は13,700百万円（前期比3.6%増）、セグメント損失は381百万円（前期はセグメント損失551百万円）となりました。

#### 【眼鏡卸売事業】

眼鏡卸売事業につきましては、得意先に対する新商品の投入や販売支援に努めるとともに、新規取引先の開拓に取り組んでおります。

この結果、売上高は399百万円（前期比3.1%減）となり、セグメント損失は9百万円（前期はセグメント利益6百万円）となりました。

#### 【海外眼鏡販売事業】

海外眼鏡販売事業につきましては、中国の北京市及び天津市において、直営店及びフランチャイズ店を合わせて6店舗にて営業を行ってまいりました。当地では、ゼロコロナ政策に基づく厳しい行動規制が敷かれ、断続的な臨時休業を余儀なくされるなど事業運営に支障をきたす事態となり、運営体制の効率化や事業経費の圧縮に取り組みましたが、事業継続は困難と判断し、2022年11月28日開催の取締役会において、当社連結子会社である北京愛眼眼鏡有限公司を解散し、清算することを決議いたしました。直営店の3店舗は全て昨年未までに閉店とし、今後、現地の法令等に従い同社の解散及び清算の諸手続きを進めてまいります。なお、最終の清算結了日は、未定であります。

この結果、売上高は98百万円（前期比19.8%減）、セグメント損失は44百万円（前期はセグメント損失15百万円）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、総額287百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改装やソフトウェアの購入などであります。

#### ③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や諸物価の上昇などによって、当面、先行きが不透明な状況が続くと想定されます。2023年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類指定に変更されることで、社会経済活動への制約がほぼ解消され、景気が感染状況に左右されないアフターコロナ期に移行すると見られており、コロナ禍から経済活動の正常化が着実に進むことで、消費活動が拡大し、個人消費が回復に向かうことが期待されています。

このような状況のもと、当社は、アフターコロナの環境下での事業展開を見据えた取り組みを強化し、また、組織面におきましても、業務の効率化と働き方改革をさらに推進させ、プロアクティブな組織づくりを進めてまいります。

眼鏡小売事業につきましては、お客様のニーズに的確に対応した商品の品揃えの充実を図るとともに、顧客体験を軸とした「愛眼ブランド」の情報発信や店舗特性に合わせたマーケティング施策の強化に取り組んでまいります。店舗におきましては、タブレット端末の活用などDX推進により店舗オペレーションの効率性を高め、お客様への接客・サービスをさらに充実させてまいります。また、アフターコロナへの対応として、通販事業を見直し、お客様の利便性や新しい生活様式に合致した形態によって、実店舗との連携を深めたネット通販事業の強化を図ってまいります。人財面におきましては、スタッフが既に取得している検定資格認定制度による

「認定眼鏡士」資格を、昨年新設された厚生労働省による国家技能検定制度の「眼鏡作製技能士」に順次切り替えてまいります。

店舗につきましては、4店舗の新規出店と、既存店の活性化を図り約15店舗の改装・補修を計画しております。また、不採算店舗を中心に4店舗の閉店を予定しております。

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先との深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりがせぬご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	15,429	13,562	13,804	14,198
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(百万円)	138	△447	△438	△385
親会社株主に帰属す る当期純損失(△)(百万円)	△12	△557	△690	△803
1株当たり当期純損失(△)(円)	△0.64	△28.74	△35.59	△41.39
総 資 産(百万円)	15,967	15,489	14,631	13,991
純 資 産(百万円)	14,089	13,604	12,920	12,144
1株当たり純資産額(円)	725.97	700.99	665.72	625.78

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第62期の期首から適用しております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)	第62期 (2022年3月期)	第63期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高(百万円)	15,109	13,307	13,542	13,969
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(百万円)	141	△435	△414	△332
当期純損失(△)(百万円)	△7	△544	△708	△788
1株当たり当期純損失(△)(円)	△0.41	△28.04	△36.50	△40.64
総 資 産(百万円)	15,844	15,385	14,503	13,890
純 資 産(百万円)	14,032	13,560	12,852	12,090
1株当たり純資産額(円)	723.03	698.73	662.26	622.96

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第62期の期首から適用しております。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ネオック株式会社	64百万円	100.0%	国内における眼鏡小売
北京愛眼眼鏡有限公司	18百万円	100.0%	中華人民共和国における眼鏡卸・小売

(注) 2022年11月28日の取締役会において、当社の連結子会社である北京愛眼眼鏡有限公司を解散し、清算することを決議しております。なお、現地の法令等に従い必要な手続きが完了次第、解散及び清算終了となる予定であります。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、眼鏡・補聴器・サングラス・その他関連商品を取り扱う眼鏡専門店チェーンを展開しております。

#### (6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

- ① 当社
- ・本社：大阪市天王寺区
  - ・店舗：眼鏡店 222店舗
- ② 子会社
- i ネオック株式会社
- ・本社：大阪市阿倍野区
  - ・店舗：眼鏡店 6店舗
- ii 北京愛眼眼鏡有限公司
- ・本社：中華人民共和国北京市
  - ・店舗：なし

#### (7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

##### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
714 (402) 名	36名減 (25名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

##### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
705 (393) 名	8名減 (25名減)	46歳1ヵ月	21年7ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。



(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 21,076,154株  
(自己株式1,668,590株を含む)  
(3) 株主数 24,245名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 佐 々 興 産	2,138千株	11.02%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	1,156	5.96
愛 眼 従 業 員 持 株 会	897	4.63
愛 眼 共 栄 会	821	4.23
佐 々 栄 治	514	2.65
下 條 三 千 夫	503	2.60
佐 々 善 二 郎	375	1.94
佐 々 千 恵 子	321	1.66
セ イ コ ー オ プ テ ィ カ ル プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社	298	1.54
佐 々 雅 彦	280	1.45

(注) 持株比率は、自己株式 (1,668,590株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々栄治	
代表取締役社長	下條三千夫	
専務取締役	佐々昌俊	管理本部長 北京愛眼眼鏡有限公司董事長
取締役	菅野忠司	経営企画室長
取締役	森重洋一	株式会社のぞみ合同会計社代表取締役
取締役	山田吉隆	山田吉隆税理士事務所代表
常勤監査役	叶雅文	
監査役	吉岡一彦	CORE法律事務所代表
監査役	明石敬子	明石敬子税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉岡一彦氏及び明石敬子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉岡一彦氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役明石敬子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、森重洋一氏、山田吉隆氏、吉岡一彦氏及び明石敬子氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員 の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員 の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		
		固定報酬	賞与	
取締役	57	57	—	6
監査役	8	8	—	3
合計	66	66	—	9

(注) 1. 上記の報酬等の総額に、社外役員4名の基本報酬(固定報酬)6百万円を含んでおります。

2. 取締役の基本報酬の額は、1988年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名であります。

3. 監査役の基本報酬の額は、1994年6月29日開催の第34期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、次のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該取締役会には、社外取締役及び社外監査役の全員が出席し意見・助言等を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と、株主総会に議案として上程し、決議後の一定の時期に支払われる賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

② 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

現状では自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入していないが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については当社の置かれている経営環境等を考慮して、今後の検討課題とします。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項  
取締役会は、代表取締役社長下條三千夫に対し社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、報酬の決定については、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、任意の報酬委員会等の独立した諮問委員会は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役森重洋一氏は、株式会社のぞみ合同会計社の代表取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役山田吉隆氏は、山田吉隆税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉岡一彦氏は、CORE法律事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役明石敬子氏は、明石敬子税理士事務所の代表を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役森重洋一氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地を活かし、主に財務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
- ・取締役山田吉隆氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
- ・監査役吉岡一彦氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査役会8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役明石敬子氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、監査役会8回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容（監査時間・配員等）、前事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>7,424</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,318</b>
現金及び預金	4,622	支払手形及び買掛金	366
受取手形	8	未払法人税等	155
売掛金	739	契約負債	290
商品及び製品	1,781	その他	507
原材料及び貯蔵品	17	<b>固定負債</b>	<b>528</b>
その他	256	繰延税金負債	51
貸倒引当金	△1	再評価に係る繰延税金負債	6
<b>固定資産</b>	<b>6,567</b>	資産除去債務	319
<b>有形固定資産</b>	<b>2,974</b>	リース債務	3
建物及び構築物	1,001	その他	147
土地	1,799	<b>負債合計</b>	<b>1,846</b>
その他	173	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>29</b>	<b>株主資本</b>	<b>14,462</b>
ソフトウェア	25	資本金	5,478
その他	4	資本剰余金	6,962
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,563</b>	利益剰余金	3,072
投資有価証券	522	自己株式	△1,051
敷金及び保証金	2,688	その他の包括利益累計額	△2,317
その他	353	その他有価証券 評価差額金	121
<b>資産合計</b>	<b>13,991</b>	土地再評価差額金	△2,471
		為替換算調整勘定	32
		<b>純資産合計</b>	<b>12,144</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>13,991</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2022年4月1日から )  
( 2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		14,198
売 上 原 価		4,322
売 上 総 利 益		9,876
販売費及び一般管理費		10,351
営 業 損 失		475
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	13	
保 険 配 当 金	11	
受 取 家 賃	47	
受 取 保 険 金	16	
固 定 資 産 受 贈 益	15	
助 成 金 収 入	1	
シ ス テ ム 導 入 負 担 金 収 入	9	
そ の 他	23	139
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	14	
賃 貸 費 用	31	
そ の 他	3	49
経 常 損 失		385
特 別 損 失		
減 損 損 失	212	
子 会 社 清 算 損	115	327
税金等調整前当期純損失		713
法人税、住民税及び事業税	90	
法 人 税 等 調 整 額	0	90
当 期 純 損 失		803
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純損失		803

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,155</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,284</b>
現金及び預金	4,381	支払手形	37
受取手形	8	買掛金	309
売掛金	736	未払金	296
商品	1,743	未払法人税等	153
貯蔵品	17	契約負債	286
前払費用	110	その他	199
その他	159	<b>固定負債</b>	<b>516</b>
貸倒引当金	△1	繰延税金負債	51
<b>固定資産</b>	<b>6,735</b>	再評価に係る繰延税金負債	6
<b>有形固定資産</b>	<b>2,958</b>	資産除去債務	310
建物	975	リース債務	3
構築物	17	その他	145
工具、器具及び備品	169	<b>負債合計</b>	<b>1,800</b>
土地	1,794	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	0	<b>株主資本</b>	<b>14,440</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>29</b>	資本金	5,478
ソフトウェア	25	資本剰余金	6,962
その他	4	資本準備金	6,962
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,747</b>	利益剰余金	3,050
投資有価証券	512	利益準備金	347
関係会社株式	201	その他利益剰余金	2,703
出資金	0	別途積立金	4,939
関係会社出資金	47	繰越利益剰余金	△2,235
敷金及び保証金	2,641	<b>自己株式</b>	<b>△1,051</b>
その他	344	評価・換算差額等	△2,349
<b>資産合計</b>	<b>13,890</b>	その他有価証券 評価差額金	121
		土地再評価差額金	△2,471
		<b>純資産合計</b>	<b>12,090</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>13,890</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から )  
( 2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,969
売 上 原 価		4,296
売 上 総 利 益		9,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,102
営 業 損 失		429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	12	
受 取 家 賃 金	45	
受 取 保 険 金	16	
固 定 資 産 受 贈 益	15	
助 成 金 収 入	1	
シ ス テ ム 導 入 負 担 金 収 入	9	
そ の 他	38	139
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	12	
賃 貸 費 用	29	
そ の 他	1	43
経 常 損 失		332
特 別 損 失		
減 損 損 失	212	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	155	367
税 引 前 当 期 純 損 失		700
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	88	
法 人 税 等 調 整 額	0	88
当 期 純 損 失		788

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

愛眼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛眼株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛眼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

愛眼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小松野 悟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛眼株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び抜粋した事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、決裁書類等を閲覧し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

愛眼株式会社 監査役会

常勤監査役 叶 雅 文

監査役(社外監査役) 吉 岡 一 彦

監査役(社外監査役) 明 石 敬 子

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	<small>しも じょう み ち お</small> 下 條 三 千 夫 (1949年12月19日)	1972年3月 当社入社 1987年5月 当社愛眼事業部西部営業部長 1987年6月 当社取締役 1989年5月 当社愛眼事業本部西部営業部長 1993年4月 当社愛眼事業本部西部兼中部 営業部長 1995年7月 当社愛眼西部営業本部長 1999年10月 当社常務取締役 2003年4月 当社営業本部長 2003年6月 当社専務取締役 2011年6月 当社代表取締役社長(現任)	503,864株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>下條三千夫氏は、当社で営業部門の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2011年6月より当社の代表取締役社長を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	き さ まさ とし 佐 々 昌 俊 (1971年8月31日)	1994年4月 当社入社 2011年4月 当社A i s y 営業部長 2014年10月 当社営業企画室長 2015年4月 当社管理本部長 2015年6月 当社取締役管理本部長 2020年2月 北京愛眼眼鏡有限公司董事長 (現任) 2022年3月 当社専務取締役管理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 北京愛眼眼鏡有限公司董事長	277,026株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐々昌俊氏は、当社で営業部門、管理部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2022年3月より当社の専務取締役を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	
3	すが の ただ し 菅 野 忠 司 (1952年4月18日)	1975年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2004年3月 株式会社オージョイフル（現DCMダイキ株式会社）取締役管理本部長 2009年3月 DCMホールディングス株式会社経営企画統括部経営企画室マネージャー 2011年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役経営企画室長 (現任)	23,700株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 菅野忠司氏は、金融業界に長く在籍した経験と経営企画部門における豊富な経験と幅広い見識を有し、2015年6月より当社の取締役を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※ 4	さ さ まさ ひこ 佐々雅彦 (1975年4月14日)	1998年4月 当社入社 2004年3月 当社営業部店長 2016年10月 当社総務課長 2020年3月 当社総務部長(現任)	280,784株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 佐々雅彦氏は、当社で営業部門、総務部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2020年3月より当社の総務部長を務めており、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適任であると判断したため、同氏を取締役候補者いたしました。		
5	もり しげ よう いち 森重洋一 (1963年6月22日)	1987年3月 朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入所 1998年10月 同監査法人マネージャー 2001年7月 森重・関根公認会計士事務所開設、公認会計士 2005年4月 株式会社のぞみ合同会社設立 同代表取締役就任(現任) 2003年6月 当社監査役 2014年1月 B C C株式会社監査役(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社のぞみ合同会社代表取締役	6,100株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 森重洋一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い見識を有し、2015年6月より当社社外取締役を務めており、独立公正な立場で経営監督機能を果たすために適任であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。選任後は公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上のため尽力いただくことを期待します。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	やま だ よし たか 山 田 吉 隆 (1951年5月16日)	2007年7月 豊岡税務署長 2008年7月 国税庁長官官房大阪派遣主任 国税庁監察官 2010年7月 芦屋税務署長 2012年8月 公益社団法人天王寺納税協会 専務理事 2012年9月 税理士登録 2012年9月 山田吉隆税理士事務所代表 (現任) 2015年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 山田吉隆税理士事務所代表	3,800株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>山田吉隆氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地や税務に関する高い見識を有し、2019年6月より当社社外取締役に務めており、独立公正な立場で経営監督機能を果たすために適任であると判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は税理士としての専門的な知見を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上のため尽力いただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
4. 森重洋一氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 山田吉隆氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 森重洋一氏及び山田吉隆氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かのう まさ ひみ 叶 雅 文 (1958年9月23日)	1982年3月 当社入社 2012年4月 当社経営企画室長 2014年4月 当社経理部長 2015年6月 当社常勤監査役(現任)	8,400株
	<p><b>【監査役候補者とした理由】</b> 叶雅文氏は、当社で経営企画、経理部門の業務を担当するなど豊富な経験と見識を有し、2015年6月より当社監査役を務めており、客観的かつ公正な立場で、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。</p>		
2	よし おか かず ひこ 吉 岡 一 彦 (1947年9月18日)	1977年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 1985年11月 明和法律事務所(現CORE法律事務所)代表(現任) 2000年4月 大阪弁護士会副会長 2005年3月 寺内株式会社社外取締役 2011年4月 日本弁護士連合会常務理事 2015年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) CORE法律事務所代表	3,800株
	<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b> 吉岡一彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な実績や見識を有し、2015年6月より当社社外監査役を務めており、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	あか し けい こ 明石敬子 (1958年1月7日)	2008年7月 国税庁長官官房大阪派遣国税 庁監察官 2012年7月 国税訟務官 2013年7月 酒類業調整官 2014年7月 灘税務署長 2016年7月 伊丹税務署長 2019年3月 税理士登録 2019年4月 明石敬子税理士事務所代表 (現任) 2019年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 明石敬子税理士事務所代表	2,000株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b>  明石敬子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的見地や税務に関する高い見識を有し、2019年6月より当社社外監査役を務めており、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉岡一彦氏及び明石敬子氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
3. 吉岡一彦氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 明石敬子氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 吉岡一彦氏及び明石敬子氏は当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社の監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期中途に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
おおにしまさや 大西雅也 (1972年2月18日)	2001年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2005年7月 公認会計士登録 2019年8月 有限責任あずさ監査法人退所 2019年9月 大西公認会計士事務所代表 (現任) 2020年3月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 大西公認会計士事務所代表	0株
<p><b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>大西雅也氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する高い見識を有し、客観的かつ公正な立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者といたしました。</p>		

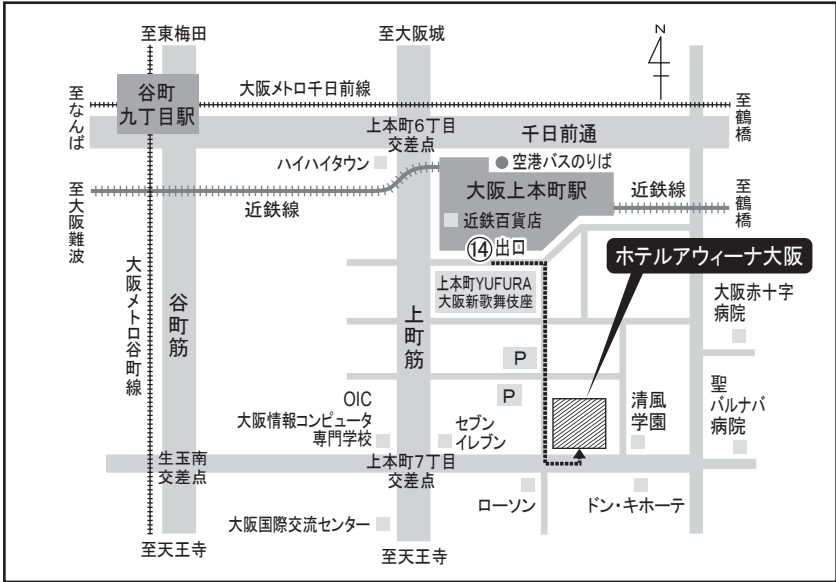
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西雅也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任することとなった場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
3. 大西雅也氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、当社の監査役的全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。大西雅也氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

(会場) 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号  
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」 (4階)  
電話 06(6772)1441

- ・近鉄大阪上本町駅14番出口より徒歩約3分
- ・大阪メトロ<谷町線・千日前線>谷町九丁目駅より徒歩約10分



(なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからず)  
(ご了承くださいますようお願い申し上げます。)